

項目	景観形成基準	申請者ご自身でご記入いただく欄	
		チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの にレが入らなければ「適合」となりません)	適・不適
高さ	・周辺の自然環境と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。	国・県道、公園、桜島フェリー航路から見て自然環境と調和し、周辺の建物から著しく突出しない高さ (隣接する建築物の階数: _____階、計画している建築物の階数: _____階、計画している工作物の高さ: _____m) その他(	
形態・意匠	・周辺の自然環境と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とする。	国・県道、公園から見える建物は次のことを行う 勾配屋根にする 壁面の色相を2系統までにする(色相の系統: _____、 _____) 木や石などの自然素材や擬木等を用いる その他(	
	・錦江湾上から見える地域においては、周辺の自然環境と調和する形態・意匠、素材とする。	桜島フェリー航路から見える建物は次のことを行う 壁面の色相を2系統までにする(色相の系統: _____、 _____) その他(	
壁面	・通りに接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等によりゆとりのある空間の創出に努め、分節の度合いを工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。	道路と壁面の間に次のことを行う( 低い塀を設置 植栽 道路とのつながりを意識した舗装材を使用 その他 ) その他(具体的な内容: (地上部分が6階以上の建物である場合)敷地に接する道路から見える面の( 2階 3階 )までのデザインを 周辺の建物のデザインと調和させる その他(	
屋外設備	・屋外階段は、建築物本体と調和を図るよう工夫する。	道路など公共の場所から見えない位置に設置する 道路など公共の場所から見える部分の色彩を建築物本体と同系統にする 道路など公共の場所から見える部分を( 本体と同系統のルーバー 本体のそで壁 その他 )で覆う その他(具体的な内容: その他(	
	・室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。	すべて道路など公共の場所から見えない位置に設置する 見える場合は建物と調和した( 形態 色彩 その他 )の建築設備にするか、 または建物と調和した( 色彩 素材 )の囲いを設ける 形態(具体的な内容: 建築設備または囲いの色彩について該当するもの 建物本体と同一の色彩にする 建物本体と同系統で彩度の低い色彩にする その他(	

項目	景観形成基準	申請者ご自身でご記入いただく欄	
		チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの にレガ入らなければ「適合」となりません)	適・不適
屋外設備	・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。	すべて道路など公共の場所から見える壁面に露出ないように設置する 露出する場合は( 植栽 ルーバー その他 )で覆う。 その他(具体的な内容: 覆わない場合は配管やダクト等を次のとおりにする 壁面と同一の色彩にする 壁面と同じ色相の系統で彩度の低い色彩にする 建物本体のデザインに取り込む その他( その他(	
色彩	・マンセル値により色相0R～5Yは彩度4以下、その他の色相は彩度2以下とする。	【必須】 壁面の鉛直投影面積の1/5を超える部分の色彩 (色相____、彩度____) (色相____、彩度____) (色相____、彩度____) 【必須】 屋根面の水平投影面積の1/5を超える部分の色彩 (色相____、彩度____) (色相____、彩度____) (色相____、彩度____)	
外構	・駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等を行う。	すべて国・県道から見えないように設置する 見える場合は見える面の1/5以上を( 植栽 ルーバー 建築物本体と同様の形態・意匠、素材 )で覆う。 覆うもの( 駐車場 駐輪場 ごみ集積所 その他 ) 建築物本体と同様の形態・意匠、素材(具体的な内容: その他(	
	・道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いる。	道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は閉鎖的な塀・擁壁を避ける 植栽を行う ルーバーなど透視性のあるものを用いる 木、石などの自然素材や擬木等を用いる その他(	
緑化	・公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所ではできる限り緑化に努める。	道路など公共の場所から見える敷地内に花や緑を植栽する 道路など公共の場所から見える敷地内にプランターや鉢などを置く	
夜間の特定照明	・周辺住民の生活環境への影響を考慮したものととする。	隣接地または前面道路の反対側に住居系建築物がある場合は、その方向に面した壁面全面への特定照明、点滅する照明、動きのある照明をしない 周辺に農地がある場合は農地の管理者等に了解を得ている その他(	
	・回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。	回転灯、サーチライト等の光の量が多く、動きのあるものを使用しない 使用する場合はその数は2個まで(個数: ____個) その他(	

景観形成基準適合チェックリスト

市街地・台地ゾーン「建築物・工作物」

項目	景観形成基準	申請者ご自身でご記入いただく欄	
		チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの にしが入らなければ「適合」となりません)	適・不適
高さ	・周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。	隣接する建物と高さを揃える 通りの建物の高さを段階的に変化させる 高層部をセットバックさせる 隣接する建物と調和するように低層部の高さや形態意匠に配慮する (具体的な内容: その他(	
	・背景となる山並みの稜線や斜面緑地帯を分断しない高さとする。	国・県道、都市計画道路、公園から見て背景となる山並みや斜面緑地はない 国・県道、都市計画道路、公園から見て山並みや斜面緑地の稜線を分断しない 分断しないことが確認できる写真を添付し、付近見取図等に撮影位置と撮影方向を明示してください。	
	・城山展望台など市が指定した視点場からの眺望確保範囲においては、建築物等の高さは基準線を越えないものとする。	【必須】 計画地の建物の高さの限度 (標高_____m) 【必須】 計画している建物の高さ (標高_____m) } 眺望確保範囲外の場合は記入不要	
	・桜島や錦江湾上から見える地域においては、市街地への眺望や斜面緑地を阻害、分断しない高さとする。	桜島フェリー航路から見て山並みや斜面緑地の稜線を分断しない	
形態・意匠	・周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。	周辺とつながりを持たせるために素材・色彩などに配慮する (具体的な内容: 壁面のデザインを周辺の建物のデザインと違和感のないものにする (具体的な内容: その他(	
壁面	・通りに接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等によりゆとりのある空間の創出に努め、分節の度合いを工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。	道路と壁面の間に次のことを行う( 低い塀を設置 植栽 道路とのつながりを意識した舗装材を使用 その他 ) その他(具体的な内容: (地上部分が6階以上の建物である場合)敷地に接する道路から見える面の( 2階 3階 )までのデザインを周辺の建物のデザインと調和させる その他(	
屋外設備	・屋外階段は、建築物本体と調和を図るよう工夫する。	道路など公共の場所から見えない位置に設置する 道路など公共の場所から見える部分の色彩を建築物本体と同系統にする 道路など公共の場所から見える部分を( 本体と同系統のルーバー 本体のそで壁 その他 )で覆う その他(具体的な内容: その他(	
	・室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場所から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。	すべて道路など公共の場所から見えない位置に設置する 見える場合は建物と調和した( 形態 色彩 その他 )の建築設備にするか、または建物と調和した( 色彩 素材 )の囲いを設ける 形態(具体的な内容: 建築設備または囲いの色彩について該当するもの 建物本体と同一の色彩にする 建物本体と同系統で彩度の低い色彩にする その他( 素材その他(具体的な内容: その他(	

景観形成基準適合チェックリスト

市街地・台地ゾーン「建築物・工作物」

項目	景観形成基準	申請者ご自身でご記入いただく欄	
		チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの にしが入らなければ「適合」となりません)	
屋外設備	・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。	すべて道路など公共の場所から見える壁面に露出しないように設置する 露出する場合は( 植栽 ルーバー その他 )で覆う。 その他(具体的な内容: 覆わない場合は配管やダクト等を次のとおりにする 壁面と同一の色彩にする 壁面と同じ色相の系統で彩度の低い色彩にする 建物本体のデザインに取り込む その他( ) その他( )	適 不適
色彩	・マンセル値により色相0R~5Yは彩度4以下、その他の色相は彩度2以下とする。	【必須】 壁面の鉛直投影面積の1/5を超える部分の色彩 (色相____、彩度____) (色相____、彩度____) (色相____、彩度____) 【必須】 屋根面の水平投影面積の1/5を超える部分の色彩 (色相____、彩度____) (色相____、彩度____) (色相____、彩度____)	
外構	・駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等を行う。	すべて国・県道、都市計画道路から見えないように設置する 見える場合は見える面の1/5以上を( 植栽 ルーバー 建築物本体と同様の形態・意匠、素材 )で覆う。 覆うもの( 駐車場 駐輪場 ごみ集積所 その他 ) 建築物本体と同様の形態・意匠、素材(具体的な内容: その他( )	
	・道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いる。	道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は閉鎖的な塀・擁壁を避ける 植栽を行う ルーバーなど透視性のあるものを用いる 木、石などの自然素材や擬木等を用いる その他( )	
緑化	・公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所ではできる限り緑化に努める。	道路など公共の場所から見える敷地内に花や緑を植栽する 道路など公共の場所から見える敷地内にプランターや鉢などを置く	
	・城山展望台など市が指定した視点場からの眺望確保範囲においては、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。	( 屋上 敷地内 )に花や緑を植栽する ( 屋上 敷地内 )にプランターや鉢などを置く 眺望確保範囲外の場合は記入不要	
夜間の特定照明	・周辺住民の生活環境への影響を考慮したものととする。	隣接地または前面道路の反対側に住居系建築物がある場合は、その方向に面した壁面全面への特定照明、点滅する照明、動きのある照明をしない 周辺に農地がある場合は農地の管理者等に了解を得ている その他( )	
	・回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。	回転灯、サーチライト等の光の量が多く、動きのあるものを使用しない 使用する場合はその数は2個まで(個数: ____個) その他( )	

景観形成基準適合チェックリスト

自然緑地ゾーン「建築物・工作物」

項目	景観形成基準	申請者ご自身でご記入いただく欄		適 ・ 不適
		チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの にレが入らなければ「適合」となりません)		
高さ	・周辺の自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。	国・県道、都市計画道路、公園から見て自然環境と調和し、周辺の建物から著しく突出しない高さ (隣接する建築物の階数: ____階、計画している建築物の階数: ____階、計画している工作物の高さ: ____m) その他(		
	・背景となる山並みの稜線を分断しない高さとする。	国・県道、都市計画道路、公園から見て背景となる山並みや斜面緑地はない 国・県道、都市計画道路、公園から見て山並みや斜面緑地の稜線を分断しない 分断しないことが確認できる写真を添付し、付近見取図等に撮影位置と撮影方向を明示してください。		
	・用途地域の指定のある区域においては、周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。	隣接する建物と高さを揃える 高層部をセットバックさせる その他(	通りの建物の高さを段階的に変化させる 隣接する建物と調和するように低層部の高さや形態意匠に配慮する (具体的な内容:	
形態・意匠	・周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。	国・県道、都市計画道路、公園から見える建物は次のことを行う 壁面の色相を2系統までにする(色相の系統: ____、____) 勾配屋根にする 木や石などの自然素材や擬木等を用いる その他(		
	・用途地域の指定のある区域においては、周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。	周辺とつながりを持たせるために素材・色彩などに配慮する (具体的な内容: 壁面のデザインを周辺の建物のデザインと違和感のないものにする (具体的な内容: その他(		
壁面	・通りに接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等によりゆとりのある空間の創出に努め、分節の度合いを工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。	道路と壁面の間に次のことを行う( 低い塀を設置 植栽 道路とのつながりを意識した舗装材を使用 その他 ) その他(具体的な内容: (地上部分が6階以上の建物である場合)敷地に接する道路から見える面の( 2階 3階 )までのデザインを 周辺の建物のデザインと調和させる その他(		
屋外設備	・屋外階段は、建築物本体と調和を図るよう工夫する。	道路など公共の場所から見えない位置に設置する 道路など公共の場所から見える部分の色彩を建築物本体と同系統にする 道路など公共の場所から見える部分を( 本体と同系統のルーバー 本体のそで壁 その他 )で覆う その他(具体的な内容: その他(		
	・室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。	すべて道路など公共の場所から見えない位置に設置する 見える場合は建物と調和した( 形態 色彩 その他 )の建築設備にするか、 または建物と調和した( 色彩 素材 )の囲いを設ける 形態(具体的な内容: 建築設備または囲いの色彩について該当するもの 建物本体と同一の色彩にする 建物本体と同系統で彩度の低い色彩にする その他(		
		素材その他(具体的な内容: その他(		

景観形成基準適合チェックリスト

自然緑地ゾーン「建築物・工作物」

項目	景観形成基準	申請者ご自身でご記入いただく欄	
		チェック内容	(各欄ごとにいずれか一つの にレガ入らなければ「適合」となりません)
屋外設備	・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。	すべて道路など公共の場所から見える壁面に露出しないように設置する 露出する場合は( 植栽 ルーバー その他 )で覆う。 その他( 具体的な内容 覆わない場合は配管やダクト等を次のとおりにする 壁面と同一の色彩にする 壁面と同じ色相の系統で彩度の低い色彩にする 建物本体のデザインに取り込む その他( ) その他( )	適 不適
色彩	・マンセル値により色相0R～5Yは彩度4以下、その他の色相は彩度2以下とする。	【必須】 壁面の鉛直投影面積の1/5を超える部分の色彩 (色相____、彩度____) (色相____、彩度____) (色相____、彩度____) 【必須】 屋根面の水平投影面積の1/5を超える部分の色彩 (色相____、彩度____) (色相____、彩度____) (色相____、彩度____)	
外構	・駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等を行う。	すべて国・県道、都市計画道路から見えないように設置する 見える場合は見える面の1/5以上を( 植栽 ルーバー 建築物本体と同様の形態・意匠、素材 )で覆う。 覆うもの( 駐車場 駐輪場 ごみ集積所 その他 ) 建築物本体と同様の形態・意匠、素材( 具体的な内容 ) その他( )	
	・道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いる。	道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は閉鎖的な塀・擁壁を避ける 植栽を行う ルーバーなど透視性のあるものを用いる 木、石などの自然素材や擬木等を用いる その他( )	
緑化	・公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所ではできる限り緑化に努める。	道路など公共の場所から見える敷地内に花や緑を植栽する 道路など公共の場所から見える敷地内にプランターや鉢などを置く	
夜間の特定照明	・周辺住民の生活環境への影響を考慮したものととする。	隣接地または前面道路の反対側に住居系建築物がある場合は、その方向に面した壁面全面への特定照明、点滅する照明、動きのある照明をしない 周辺に農地がある場合は農地の管理者等に了解を得ている その他( )	
	・回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。	回転灯、サーチライト等の光の量が多く、動きのあるものを使用しない 使用する場合はその数は2個まで(個数: ____個) その他( )	

景観形成基準適合チェックリスト

開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更、屋外での土石等の堆積、木竹の伐採・植栽

項目	景観形成基準	申請者ご自身でご記入いただく欄	
		チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの にしが入らなければ「適合」となりません)	適・不適
開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更	・大規模な木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とする。	現状の自然の植生を残す工夫を行う(具体的な内容: 現状の地形を生かす工夫を行う(具体的な内容: 行為の範囲を最小限にするその他の工夫(	
	・行為の間や行為の後に地肌の露出が、道路など公共の場からできる限り目立たないように採取、掘採位置及び方法(植栽等)を工夫する。	行為の間や行為の後の地肌の露出が道路など公共の場所から目立たないように工夫する 採取、掘採位置(具体的な内容: 植栽(具体的な内容: その他の方法(具体的な内容: 行為地は道路など公共の場所から見えない	
	・法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。	法面を周辺の自然環境及びまちなみと調和させる ラウンディングを行う 分割して圧迫感を低減する 表面に草木などを植栽する その他( ) 行為地に法面は生じない	
	・市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。	錦江湾上から市街地を見たときにその背景となる斜面緑地は周辺の植生に配慮して緑化する 緑化する樹種名( ) 地域に従前から多く生育する樹種名( ) 緑化できない場合はその理由( ) 行為地は錦江湾上から市街地を見たときにその背景となる斜面緑地ではない	
	・擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。	擁壁を周辺の自然環境及びまちなみと調和させる 素材への配慮( 自然石 その他 ) その他(具体的な内容: 表面処理の工夫( 自然石 緑化 その他 ) その他(具体的な内容: 道路など公共の場からできる限り目立たないように工夫している 擁壁の前面に植栽をする 一つの擁壁からくる圧迫感を低減するために、高さの低い擁壁を複数段設置する その他( ) 擁壁の設置により、現状の地形及び自然環境を保全する その他( ) 擁壁を築造しない	
	・敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。	敷地内に良好な樹木がある場合は次のことを行う( 同じ場所に残す 移植 ) やむを得ず保存できないため代わりとなる植栽を行う 水辺などの自然資源はそのまま保全する(自然資源の名称: ) 水辺などの自然資源は少しでも残す(自然資源の名称: ) 敷地内に良好な樹木や水辺等の自然資源はない	
	・水面の埋め立てにより生じる護岸等は、素材、形態の工夫等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。	水面の埋め立てにより生じる護岸、擁壁等は人工的な印象をやわらげるように工夫する 自然石を積み上げる 表面を石張りにする 自然素材に似せたコンクリート材を使用する その他( ) 水面の埋め立てに該当しない、または水面の埋め立てにより護岸や擁壁等を生じない	

景観形成基準適合チェックリスト

開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更、屋外での土石等の堆積、木竹の伐採・植栽

項目	景観形成基準	申請者ご自身でご記入いただく欄	
		チェック内容	(各欄ごとにいずれか一つの にしが入らなければ「適合」となりません)
屋外での土石等の堆積	・堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。	【必須】屋外に堆積するもの( 土石 廃棄物 再生資源 材木 その他 ) ・ の場合はその名称( ) 道路など公共の場所から見えない位置・高さで堆積させる 道路など公共の場所から見える部分は次のことを行う 低い塀を設置(高さ_____m) 植栽で遮へい 高さや向きを揃えて整然と集積・貯蔵 その他(	適 不適
	・そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。	道路など公共の場所から見える部分は次のことを行う 低い塀を設置(高さ m) 植栽で遮へい 高さや向きを揃えて整然と集積・貯蔵 その他(	
	・整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。	高さや向きを揃えて整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないような工夫をしている 堆積物の荷重に耐えられる壁等で堆積物を囲む 荷重に耐えられない場合は壁等に接しないように堆積させる その他(	
木竹の伐採、植栽	・道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合はこれに代わる植栽を行う。	伐採位置は道路など公共の場所から見えないようにする 道路など公共の場所から見える場合は植栽を行う その他の配慮(	
	・大規模な木竹の伐採はできる限り避ける。伐採の位置は、遠方からの眺望に配慮し道路など公共の場からできる限り見えない場所とする。やむを得ず見える場合は、その範囲を必要最小限とする。	大規模な伐採は遠方にある道路など公共の場所からも見えないようにする(遠方からの眺望に配慮する) やむを得ず見えてしまう場合は次の配慮を行う (どこからの眺望に配慮するのか具体的な場所: 現状の自然の植生を残す工夫を行う(具体的な内容: 現状の地形を生かす工夫を行う(具体的な内容: その他(	
	・伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮する。	伐採後は周辺の植生に配慮して植栽する 緑化する樹種名( ) 地域に従前から多く生育する樹種名( ) 植栽できない場合はその理由( )	
	・地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。	地域を特色づけている樹木、生垣等がある場合は伐採しない 同じ場所に残す 移植する 地域を特色づけている樹木、生垣等があり伐採する場合はこれに変わる植栽をする その他の配慮( ) 地域を特色づけている樹木、生垣等はない	